

玉村町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動方針（第3条・第4条）

第3章 町民と議会の関係（第5条・第6条）

第4章 町長等と議会の関係（第7条―第9条）

第5章 議会及び議会事務局等の充実強化（第10条―第16条）

第6章 他の条例等との関係及び議会改革の推進による見直し手続き（第17条・第18条）

附則

前文

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制のもと、玉村町議会は、町民からの選挙で選ばれた議員で運営される議事機関である。同じく町民からの選挙で選ばれた玉村町長とともに玉村町の代表機関を構成する。

この2つの代表機関は、ともに町民の負託にこたえるための活動をし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い協力し合いながら、玉村町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

地方分権の時代を迎え、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大され真の自立が求められる時代となり、議会の担うべき役割や責任は、これまで以上に重要になってきている。

議会はその持てる機能を十分に駆使して、町が抱える諸問題に的確に対応して行くため、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などをさらに強化し、町民の意思を反映した「開かれた議会」を目指していかなければならない。

このような使命を達成するために玉村町議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、玉村町議会（以下「議会」という。）が担うべき役割を果たすための基本的な事項を定めることにより、玉村町民（以下「町民」とい

う。)の負託にこたえ、もって町民福祉の向上と町の持続的発展に寄与することを目的とする。

(目指す議会)

第2条 議会は、日本国憲法第93条第1項の議事機関として、住民自治及び団体自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指さなければならない。

2 議会は、議会及び町長の二元代表制のもと、町民の代表として、その負託にこたえなければならない。

第2章 議会及び議員の活動方針

(議会の活動方針)

第3条 議会は、町民を代表する議事機関であることを常に自覚し十分な議論を尽くし、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 政策立案能力の充実強化を図るとともに、町の施策が効率的かつ適正に実施されているか、町民の立場に立ち監視及び評価をすること。
- (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努めること。
- (4) 議案の審査等において専門的事項に係る調査を必要とするときは、学識経験者等に十分意見を聞き適切な判断を行うこと。
- (5) 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、地域の課題や社会、経済の情勢等により生じる新たな行政課題に迅速に対応するため、適切な運営により機動力を高め、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、多様な意見を踏まえながら判断を行うこと。
- (6) 本会議又は委員会において審議又は審査を行うときは、自由討議等を含め、議員相互間の議論を活発に行い、合意形成に努めること。
- (7) 議会は、議決責任を深く認識し、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、町民に対して説明をするよう努めること。

(議員の活動方針)

第4条 議員は町民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、高い倫理観のもとで誠実かつ公正な立場で、次に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 地域の課題や、町政の課題及び町民の意向を的確に把握し、町民全体の福祉の向上と町の持続的発展を目指して活動すること。
- (2) 政策立案及び政策提言向上のための研修の実施及び調査研究に努め、町民の代表として活動をする事。
- (3) 開かれた議会を目指して、町民への情報発信に努めること。
- (4) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじる事。

第3章 町民と議会の関係

(町民との関係)

第5条 議会は、町民に対しその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、町民が議会活動に参加する機会を確保し、政策提言の拡大を図るものとする。

(町民に開かれた議会)

第6条 議会は、議会活動に関する情報を公開し、町民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会及び議員との関係)

第7条 議会は、二代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、町長又はその他の執行機関の長及びその機関に属する職員（以下「町長等」という。）と、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(町長等による政策等の形成過程の説明)

第8条 議会は、町長等が提案する計画、政策、施策又は事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、また議会審議の水準を高めるため、町長等に対し当該政策等の形成過程の説明及び資料を求めることができる。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第9条 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、町長等に対し政策説明資料を作成するよう求めることができる。

第5章 議会及び議会事務局等の充実強化

(議事機関としての機能強化)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し議員相互の討議を重視し活発に進めるものとする。

2 議会は本会議、委員会において、議員提出議案、町長提出議案、請願又は陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由闊達な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由闊達な討議を拡大するため、政策、条例又は意見等の議案の提出を積極的に行うように努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の資質の向上並びに政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議員は、研修を行ったときは、研修報告を議長に提出するものとする。

(議会の活動)

第12条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題や町民の多様な意見を的確にとらえ、適切な政策提言を行うように努めるものとする。

(議会事務局)

第13条 議会は、議会及び議員の政策形成能力及び政策立案能力向上のための支援体制を充実させるため、議会事務局の調査・法制執務能力の充実を図るよう努めるものとし、執行機関の法務機能の活用、職員の併用等を考慮するものとする。

(議会図書室の充実)

第14条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、町政の関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対してわかりやすい表現で周知するよう努めるものとする。

(議会改革の取組み)

第16条 議会は、この条例に基づき議会改革に努めるものとする。

第6章 他の条例等との関係及び議会改革の推進による見直し手続き

(他の条例等との関係)

第17条 議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

(見直し)

第18条 議会は、社会情勢の変化、町民等の意見を踏まえ、常に評価及び検証を行い、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。